

裁 決 書

審査請求人 ○○ ○○

処 分 庁 兵庫県尼崎市長

審査請求人が平成29年8月2日に提起した、処分庁による平成29年7月7日付けの審査請求人に対する尼崎市福祉医療費の助成に関する条例第5条の規定に基づき行った、乳幼児等の医療費助成に係る受給資格の認定の申請の処分に係る審査請求（平成29年度審査請求第6号及び同第7号）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

- 1 審査請求人（以下「請求人」という）は、平成29年7月7日、尼崎市福祉医療費の助成に関する条例（平成17年尼崎市条例第27号、以下「本件条例」という。）第5条の規定に基づき、処分庁に対し、請求人の3歳の子○○××および4歳の子○○△△について、保護者として、2件の乳幼児等の医療費助成に係る受給資格の認定の申請（以下「本件各申請」という）を行った。
- 2 尼崎市では、本件条例第3条の規定により、医療費の助成を受けることができる資格（以下「受給資格」という）を有している者で、処分庁から当該受給資格の認定を受けた者に対し、その者が医療機関から療養の給付を受けた場合に負担すべき被保険者等負担額（本件条例第2条第10号に規定する被保険者等負担額をいう。以下同じ。）の全部又は一部を助成している。そして、幼児（1歳に達する日の属する月の翌月の初日から6歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者をいう。以下同じ。同条第3号）については、尼崎市に居住する者で、健康保険組合の組合員等である場合において、その保護者その他当該幼児を扶養している者について、療養の給付等（同条第9号に規定する療養の給付等をいう。以下同じ。）が行われた月の属する年度（当該療養の給付等が行われた月が4月から6月までの場合にあつては、当該年度の前年度）分の市町村民税（同条第11号アに規定する市町村民税をいう。以下同じ。）の地方税法（昭和2

5年法律第226号)第292条第1項第2号に規定する所得割(同法第328条の規定により課する所得割を除く。)について尼崎市福祉医療費の助成に関する条例施行規則(平成17年尼崎市規則第52号)第5条に規定する方法により計算した額(以下「市民税所得割額」という)を合算した額が23万5000円未満であるときに、受給資格が認められる(本件条例第3条第1項各号列記以外の部分及び第3号)。

- 3 処分庁は、平成29年7月7日、本件各申請に係る請求人の子は、保護者(父・母)、扶養義務者(健康保険の被保険者)の平成29年度(平成28年1月1日から同年12月31日まで)の市民税所得割額の合計額が上記所得制限額を超えており、いずれも本件条例第3条第1項に規定する受給資格を満たしていないとして、請求人に対し、乳幼児等の医療費助成に係る受給資格の不認定決定の処分(以下「本件各処分」という)をした。
- 4 請求人は、処分庁に対し、平成29年8月2日、上記2の本件各処分の取消しの裁決を求める審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

- (1) 請求人は、前妻との間に3人の子がおり、月額7万2000円の養育費を支払っており、乳幼児等の医療費助成に係る受給資格の認定にあたっては、養育費の負担の事実を斟酌すべきであって、本件各処分の判定のもとになる所得金額等の算定は、当該養育費の額を控除して行われるべきである。
- (2) 請求人の本件各処分に係る4歳の子は、アレルギー体質で小児喘息も患っており、その医療費は年間10万円を超える。自己負担分2割の支払いでも、その負担は重い。また本件各処分に係る3歳の子は、大きな病気はないが、医療費の節約のため、軽度の症状があっても通院を控えている。
- (3) 請求人から養育費の支払いを受けている前妻との子らは、本件条例により医療費の助成を受けていると思われるが、養育費を支払っている側に医療費の負担があるのは不平等であり、これらの事実も考慮されるべきである。
- (4) 本件条例が医療費助成に係る受給資格の認定にあたり、所得制限を設けていることは、自営業者であれば収入を調整できるが会社員は困難であるから不公平である。

2 処分庁の主張

- (1) 処分庁をはじめとする普通地方公共団体は、地域における事務等について、法令に反しない限り条例を制定でき、いかなる条例を制定するかは、法令に反しない限り、当該条例を制定する普通地方公共団体の広い裁量に委ねられている。そして、本件条例に基づく医療費の助成の制度は、法令に基づく医療費の一部負担金の負担は自己の責任であることを原則としつつも、処分庁の行政サービスの一環として、市民の福祉の増進を図ることを目的として行われているものであり、処分庁の裁量に基づき設けられた本件制度の内容が定められた条例は法令に違反していない。

- (2) 本件制度は、限られた予算額の範囲内において公平に医療費の助成を行う必要があること及び助成対象者の健康の維持等のため、その資力が十分でない場合でも、確実に療養の給付を受けてもらうことを目的としているから、受給資格について一定の所得制限、年齢制限等を設けているほか、助成額についても、助成対象者の種類又は年齢、受けた療養の種類等に応じて違いを設けている。
- (3) そして、幼児に係る受給資格については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条1項の規定による自立支援医療費の支給認定に係る基準（同法律施行令第29条第1項）に鑑み、当該基準と同一の上記（2）の所得制限を設けたものである（本件条例第3条第1項第3号）。請求人が主張するように、仮に当該所得制限を超えているにもかかわらず、養育費の支払義務等の私的な理由に基づく債務の存在を考慮に入れた措置は、上記のとおり自己の責任を原則としつつ、限られた予算額の範囲内において公平に医療費を助成し、また、助成対象者の健康の維持等のためその資力が十分でない場合でも確実に療養の給付等を受けさせようとする本件制度の趣旨に照らせば、妥当ではない。

理 由

1 所得控除について

前記事案の概要に記載したとおり、本件各申請に係る請求人の子は、保護者（父・母）、扶養義務者（健康保険の被保険者）の平成29年度（平成28年1月1日から同年12月31日まで）の市民税所得割額の合計額が上記所得制限額を超えており、この事実について争いはない。

この点について、請求人は、前妻との間の3人の子に対して支払っている月額7万2000円の養育費の額を、本件各処分の評定のもとになる所得金額等の算定の際に控除するという相対的な解釈がとられるべきである旨主張するが、所得概念についてこのような解釈を許容する法的根拠は見いだせず、法的安定性の観点からも、請求人のかかる主張は採用できない。

2 平等取扱いについて

請求人は、請求人から養育費の支払いを受けている前妻の子らが、居住する尼崎市から、医療費の助成を受けていると主張し、本件各申請に係る子らが助成を受けられないのは不平等であると主張するが、前妻の子らについて、仮に医療費の助成を受けているとしても、個別にその受給資格について審査され、認定された結果であるから、請求人との関係で不平等が生じているとはいえない。

さらに、請求人は、本件条例が所得制限を設けていることについて、給与所得者は、自営業者と異なり収入を調整できないとして不公平であると主張するが、このような所得の捕捉の不均衡の問題は、原則的には、租税行政の適正な執行により是正されるべき性質のものであって、捕捉率の格差が正義衡平の観念に反する程に著しく、かつ、それが長年にわたり恒常的に存在して租税法制自体に起因していると認められるような場合であれば格別、そうでない限り、租税法制そのものを違憲ならしめるものとはいえないから、捕捉率の格差の存在をもって本件条例の所得制限の規定が、憲法14条1項の規定等に違反するといった問題は生じず、不平等であるとはいえない。

3 認定に係る所得制限について

乳幼児医療費助成制度は、乳幼児の医療費を助成することによってその福祉の増進を目的とするものであり、乳幼児が医療機関にかかることによる支出の増加に着目して、その負担の軽減を行う社会保障の性質を有する制度である。このような制度趣旨に照らせば、乳幼児を保護育成する者の所得に応じて、その支給ないし助成の対象者を制限することは十分に合理的であり、その場合に、その所得の範囲にどのような所得を含めるか、所得額の計算方法をどのように定めるかは、立法機関の裁量の範囲に属する事柄と見るべきである。

そうであるとすれば、人ごとに多種多様に存在する個別具体的な事情を考慮し、所得の範囲や計算方法を定めることは法技術的に困難であると考えられ、また前妻との子らに支払う養育費については、養育費減額調停・審判の申立ての方法があり、その調停や審判において、現在の配偶者との子らにかかる医療費等について主張し、考慮されることが可能であるから、本件各請求にかかる受給資格の認定において、前妻との子らに対する養育費の支払いについて特別の控除をしないことが著しく合理性を欠き、明らかに裁量権の逸脱・濫用があるとはいえない。

4 小括

請求人の平成28年中の所得額は、本件所得制限規定に係る所得限度額を上回っており、かつ同規定は憲法等に違反し、違法なものではないから、本件各処分等はいずれも適法というべきである。

5 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

6 結論

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないことから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成30年3月27日

審査庁 尼崎市長 稲村 和美

(教示)

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、尼崎市を被告として、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、尼崎市を被告として（訴訟において尼崎市を代表する者は尼崎市長となります。）、処

分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。